

## (仮称) 区画整理記念・交流会館交流スペース利用規程(案)

### (趣旨)

第1条 (仮称) 区画整理記念・交流会館における交流スペースの利用については、この規程の定めるところとする。

### (目的)

第2条 交流スペースは、「出会いと交流の起点」として、人々のつながりの輪が広がっていくことで港区の豊かなコミュニティを醸成し、将来にわたって誰もが自分らしく安心していきいきと暮らし、活動することができる潤いと活力のあるまちづくりの推進に寄与することを目的として設置する。

### (利用申請等)

第3条 交流スペースを利用しようとする団体(以下「利用団体」)は、港区民センターに予約を行うこととする。

2 交流スペースの利用にあたり、必要な物品は利用団体で準備するものとする。ただし、交流スペースにある備品については、利用団体は申請の上使用することができる。

### (利用時間)

第4条 交流スペースの利用時間は、原則として港区民センターが開館する午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし港区民センターの供用時間が変更される場合はこの限りでない。

### (利用団体)

第5条 利用団体については、港区役所附設会館利用料金減免規程に定められる団体に限る。ただし区長が認める団体等についてはこの限りではない。

### (使用料)

第6条 交流スペースにかかる使用料は徴しない。

### (その他)

第7条 交流スペースの利用にあたっては、大阪市区役所附設会館条例、及び大阪市区役所附設会館条例施行規則に則った利用を行わなければならない。

### 附則

この規程は令和 年 月 日から施行する。